平成２２年（フ）第５８０号
和歌山市善明寺615番地の27　鳴滝団地Ａ23棟302号
債務者　朝日　俊雄
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５８３号
和歌山市南材木丁２丁目35番地　メゾン・ド・ボーテ301
債務者　加藤　未来
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５４４号
和歌山市出水132―８　かすみ荘８号室、住民票上の住所和歌山市土入118番地の１　ＮＫビレッジ303
債務者　足立真沙美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９１６号
埼玉県川口市大字安行慈林629番地
債務者　山本　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６７号
埼玉県川口市差間１丁目17番11号　グリーンエクセルＢ―201号
債務者　宮原　哲男
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
千葉県木更津市岩根４丁目１番13号　15号
債務者　松本　潤一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２２６号
新潟県長岡市中之島838番地４
債務者　佐山イミ子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
新潟県長岡市稲葉町11番地
債務者　中川　千尋
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２４４１号
愛知県日進市岩崎町小林92番地１
債務者　谷野　吉美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６８３号
名古屋市熱田区尾頭町２番３号　魚又ビルほ号
債務者　田村　尚子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７６６号
愛知県あま市七宝町下之森屋敷代416番地１ニッコーハイツ４―Ｂ号
債務者　春名　佳江
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５７号
名古屋市中村区鈍池町３丁目55番地　メゾン・ド・ジュアン301号
債務者　水上　義久
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１４号
愛知県碧南市三度山町２丁目７番地　三度山住宅Ｂ棟110号
債務者　松嶌　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
三重県度会郡度会町棚橋1384番地
債務者　岡村　信幸
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
滋賀県長浜市桜町328番地１
債務者　藤田　昭治
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
岡山県倉敷市玉島乙島4230番地
債務者　守屋　由紀
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
岡山県倉敷市児島下の町４―１―33　レオパレス鴻201号、住民票上の住所兵庫県神戸市垂水区下畑町字下代133番地の13
債務者　竹田　幸司
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係